

健康保険任意継続被保険者資格取得誓約書

私は、この度の任意継続被保険者資格を取得するにあたり、その制度の目的をよく理解した上で、以下の事項を遵守することを誓約します。

- ① 初回保険料は、納付書に記載された納付期限を遵守します。保険料納入遅延により資格取得日に遡り資格取消となっても異議はありません。(健康保険法第 37 条)
- ② 毎月の保険料は、10 日の納付期限(土、日、祝日の場合はこれらの日の翌日)を遵守します。保険料納入遅延により資格喪失となっても異議はありません。(健康保険法第 38 条)
- ③ 保険料納付金額が不足している場合、未納扱いとなり資格喪失となっても異議はありません。
- ④ 資格取得取消または資格喪失した場合は、ただちに保険証を返却します。
- ⑤ 資格取得取消または資格喪失以後は、保険証は一切使用しません。
保険証を使用して診療等を受けた場合は、医療費の組合負担分を全額返還します。

S G ホールディングスグループ健康保険組合理事長 殿

年 月 日

任意継続申請者 住 所 _____

氏 名 (自署) _____

※.....切り取り上半分をご提出ください.....※

(本人控え)

任意継続被保険者制度の目的

任意継続保険とは、退職者が次に就職するまでの間の暫定的な保険で、例外的に任意加入を認められた保険です。従って資格喪失事由は次の通りです。

1. 保険料を納付期限までに納付しないとき
2. 就職して他保険の被保険者資格を取得したとき
3. 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
4. 任意継続資格取得後 2 年を経過したとき
5. 被保険者が死亡したとき
6. 上記 1~5 の喪失を除き、被保険者からの申請があったとき(喪失日は申出月の翌月 1 日)

【注 意】

※初回保険料が納付期限までに納付されない場合、資格取得取消となります。また、毎月の保険料を 10 日までに納付されない場合、資格喪失となります。納付金額が不足している場合も未納扱いとなり資格を喪失します。いずれも、保険証を使用した場合は、医療費の健康保険組合負担分を全額返還していただくこととなります。

※任意継続の資格喪失となる事由は、上記 1~6 に該当する場合には限られます。

※被保険者の資格期間は原則として 2 年間です。

※保険料は、全額自己負担となります。

S G ホールディングスグループ健康保険組合 TEL075-343-6570

2022.1 改訂